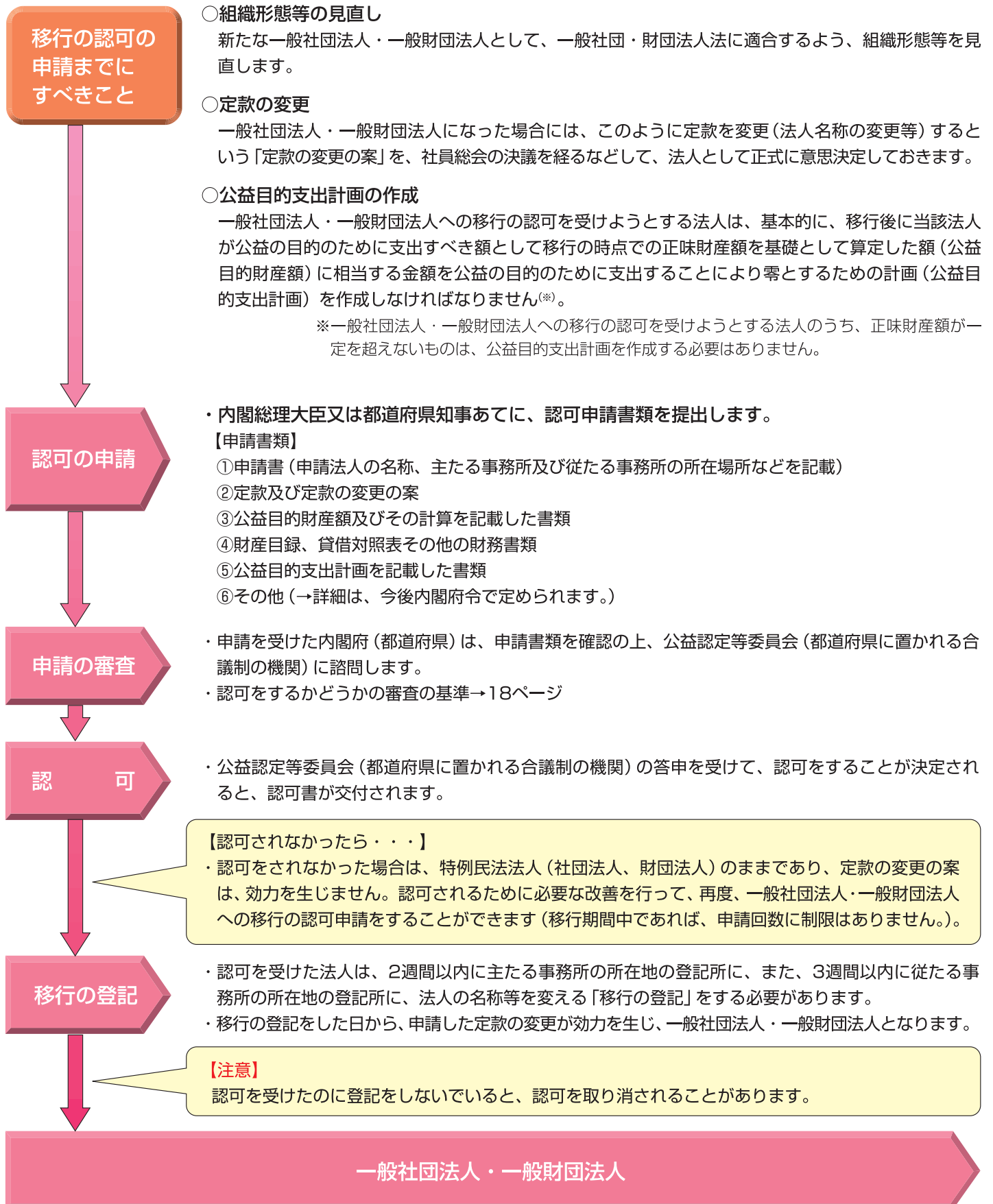




一般社団法人・一般財団法人への移行の手続

○公益法人から一般社団法人・一般財団法人に移行する手続の流れは、以下のとおりです。
今後、内閣府令などにより、さらに手続の詳細を定め、お知らせしていきます。



公益目的支出計画の実施と行政庁(内閣総理大臣・都道府県知事)による監督については、次のページへ